

高槻市ファミリー・サポート・センター



ひとり親世帯・多胎児世帯 支援



利用料補助のご案内

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）、子育ての手助けをしたい人（提供会員）が会員になって、会員同士で助け合う有償ボランティア活動です。対象世帯には、ファミリー・サポート活動利用後、提供会員へ支払う利用料の半額を補助します。

補助対象者

- ・児童扶養手当を受給している世帯又は高槻市ひとり親家庭の医療費助成を受けている世帯
- ・小学校就学前の多胎児のいる世帯
- ・上記のいずれかにあてはまり、高槻市ファミリー・サポート・センターの依頼会員又は両方会員であること

補助内容

- ・提供（両方）会員に支払った利用料の半額補助（上限20,000円/年度）

利用料補助登録手順

- ①高槻市ファミリー・サポート・センターの依頼会員又は両方会員として登録
- ②利用料補助登録申請の手続きを行う
「利用料補助登録申請書」および下記の必要書類を高槻市ファミリー・サポート・センターに提出

- ・会員証（写）
 - ・印鑑
 - ・通帳又はキャッシュカード等（写）
 - ・児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭医療証の写し（ひとり親世帯のみ）
 - ・母子健康手帳の写し（多胎児世帯のみ）
- ※登録期間中、複数回請求する予定の方は上記の他、別途書類が必要な場合があります。詳しくはお問合せください。

- ③「高槻市ファミリー・サポート・センター利用料補助登録決定通知書」を受け取る
- ④登録完了

利用料補助金申請手順

- ①「高槻市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付申請書兼請求書」および下記の必要書類を提出する（※提供を受けた日の属する月の翌月1日から起算して1年以内）

- ・活動報告書の写し

- ②高槻市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付決定通知書を受け取る
- ③指定口座に振り込まれる

※規定する要件に該当しなくなった又は必要なくなった登録者は高槻市ファミリー・サポート・センター利用料補助登録抹消届出書を提出してください
※登録内容に変更があった登録者は高槻市利用料補助登録変更届出書を提出してください
※規定する要件に該当せず、交付を受けた場合は補助金の返還を求められます

【問い合わせ先】高槻市ファミリー・サポート・センター（高槻市立子育て総合支援センター）高槻市北園町6-30
TEL：072-686-3337 開館時間：月～土曜日 午前9時～午後5時（日・祝・年末年始を除く）